

第七二回

参第一〇号

医療担当者修学資金貸与法（案）

（目的）

第一条 この法律は、将来保健師その他の医療担当者になろうとする者に対し修学資金を貸与することにより、保健師その他の医療担当者の充実を図り、もつて国民医療の向上に資することを目的とする。

（貸与契約）

第二条 政府は、次の各号に掲げる医療担当者（以下「医療担当者」という。）になろうとする者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において当該各号に掲げる課程を修めるものの申請により、その者に無利息で修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶことができる。

- 一 保健師 保健学に関する正規の課程
- 二 栄養士 栄養学の正規の課程
- 三 理学療法士 理学療法に関する正規の課程
- 四 作業療法士 作業療法に関する正規の課程
- 五 医療検査技師 医療検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検査に関する正規の課程
- 六 診療放射線技師 診療放射線に関する正規の課程
- 七 歯科技工士 歯科技工に関する正規の課程

（貸与方法）

第三条 前条の修学資金（以下単に「修学資金」という。）は、貸与契約に定められた月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、六万円を限度として、貸与契約の相手方（以下「修学生」という。）の授業料、教材費その他就学に要する経費、生計の状況等を勘案して政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

（保証人）

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留）

第五条 政府は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 政府は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 政府は、修学生が正当な理由がなく第十條に規定する学業成績表の提出を行わず、又は同條に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第六條 修学資金は、貸与を受けた者が、大学を卒業した場合にあつては卒業した日から一年を経過した日の属する月の翌月から起算し、前條第一項の規定により貸与契約を解除された場合にあつては解除された日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間(同條第二項の規定により貸与を行わないものとされた修学資金に係る期間を除く。)の二倍に相当する期間(次條第一項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、政令の定めるところにより、返還しなければならない。

(返還の猶予)

第七條 政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、政令の定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)に医療担当者として在職する場合
その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが困難であると認められる場合
その事情が継続する期間

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六條の規定は、適用しない。

(返還の債務の免除)

第八條 政府は、修学資金の貸与を受けた者が指定医療機関等に一年以上六年以内において貸与金の総額に応じて政令で定める期間以上医療担当者として在職したとき(在職期間を通算してその期間に達するときを含む。)は、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

- 2 政府は、修学資金の貸与を受けた者（前項の規定の適用がある者を除く。）が指定医療機関等に一年以上医療担当者として在職したとき（在職期間を通算して一年以上になるときを含む。）は、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。
- 3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
 - 一 指定医療機関等に医療担当者として在職中職務により死亡したとき。
 - 二 指定医療機関等に医療担当者として在職中の職務に起因する心身の故障のため医療担当者としての職務に従事することができなくなつたとき。
- 4 第一項及び第二項の在職の期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

（延滞利息）

第九条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（学業成績表の提出等）

第十条 修学生は、厚生省令の定めるところにより、毎年学業成績表を厚生大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

（省令への委任）

第十一条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 政府は、次の各号に掲げる学校、養成所若しくは養成施設に在学する者又は講習会を受講する者に対して、その者が在学し、又は受講する期間（当該各号に掲げる期間内のものに限る。）に応じて、学資金を貸与することができる。
 - 一 保健師法（昭和四十九年法律第 号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有する保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「旧保助看法」という。）第十九条第一号に規定する学校、同条第二号に規定する保健婦養成所、第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産婦養成所 昭和五十年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの間
 - 二 旧保助看法第二十一条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する看護婦養成所 昭和五十年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間
 - 三 旧保助看法第二十二条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護婦養

成所 昭和五十年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間

四 保健師法附則第二条第四項又は第五条第一項第一号、第二号若しは第四号に規定する講習会 昭和五十年四月一日から当分の間

五 理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。次号において「改正法」という。）附則第二項第一号に規定する学校若しくは理学療法士養成施設又は附則第三項第一号に規定する学校若しくは作業療法士養成施設 昭和五十年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間

六 改正法附則第二項第二号に規定する学校若しくは理学療法士養成施設又は附則第三項第二号に規定する学校若しくは作業療法士養成施設 昭和五十年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間

3 前項の学資金の貸与、返還及び返還の債務の免除に関しては、それぞれ修学資金の貸与、返還及び返還の債務の免除の例に準じて、政令で定める。

4 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理 由

保健師その他の医療担当者の充実を図るため、保健師その他の医療担当者になろうとする者に対し修学資金を貸与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約二百四十四億八千万円の見込みである。